

第216回宮城県個人情報保護審査会会議録

1 日 時 平成28年12月21日(水) 午前9時30分から正午まで

2 場 所 行政庁舎11階 第二会議室

3 出席委員 桑村委員, 中原委員, 佐々木委員, 米谷委員, 細川委員

(1) 開会

事務局

おはようございます。年末のお忙しいところ朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今から、第216回宮城県個人情報保護審査会を開会します。本日も委員全員5人の御出席をいただいておりますので、条例に定める定足数を充たしており、会議は有効に成立しております。

それでは、議事に入らせていただきます。条例第50条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めるとされておりますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。

(2) 議事

① 個人情報保護条例の改正について【公開】

佐々木会長

はい。よろしく願いします。

それでは、御用意いただいた次第に沿って進めてまいります。

先ず、1つ目ですが、「個人情報保護条例の改正について」ということで、これは公開になるんですね。

事務局

はい。

佐々木会長

では、改正案について事務局から説明をお願いします。

事務局

【資料により説明】

佐々木会長

ありがとうございます。そうしましたら、今説明いただきました「マイナンバー制度における情報連携について」と条例の改正案ですね、第一条の規定による改正と第二条の規定による改正と、3つ説明いただきましたけれども、一括して御質問ございましたらお願いします。よろしいですか。それでは、これに対して異議ないとか書面で出す訳ではないですよ。

事務局

はい。

佐々木会長

そうしましたら、御意見ございますでしょうか。特段よろしいですか。

【委員了承】

佐々木会長

そうしましたら、当審査会では特段異議なしという形で回答することよろしいですか。

【委員了承】

佐々木会長

では、条例改正について準備いただいた内容の審議については、これでよろしいですか。

事務局

はい。当初2月議会に上程予定でした個人情報保護法改正第2条関係、前回御議論いただいた部分ですけれども、これにつきましては29年度の議会上程を目指しまして、年明けからでも細部をつめていきたいと思いますので、来年からまた御議論をお願いしたいと思います。

まだ、何月の議会にかけるかというのは分からないのですが、各県の条例改正の作業をみながら、時期をみてまた御意見を伺いたいと思いますので、その節はよろしく願いいたします。

佐々木会長

よろしく願いします。